

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	介護保険課

契約業者名・住所	株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンターセンター 兵庫県神戸市中央伊藤町119番地
工事等の名称	松戸市要介護（要支援）認定調査業務委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種別	委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約金額	認定調査1件あたり 金12,000円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額は別途加算）
工事等の概要	要介護（要支援）認定調査。
随意契約の理由	<p>介護保険法では、要介護（要支援）認定の申請から認定までを30日以内実施することと規定されていることから、当該申請に係る認定事務については迅速かつ円滑な対応が求められている。</p> <p>本業務は、当該申請に係る認定事務の1つである認定調査について、迅速かつ円滑で安定的な調査体制を構築するため、介護保険法第24条の2第1項第2号及び同条第2項に基づき、認定調査に関する事務等を指定市町村事務受託法人に委託するものである。</p> <p>本業務の遂行に係る相手方の選定にあっては、①本市が指定する認定調査区域にてサービス提供が可能であること、②書類の授受等日々のやり取り及び緊急時等不測の事態における迅速かつ円滑な対応が可能であること、の2つの条件を満たす法人であることが求められ、②については、時間的制約を勘案すると法人事務所が本市市内もしくは近隣市内に所在することが必要であると思料する。</p> <p>当該条件により、現在、千葉県及び近隣他都県で指定を受けている法人について検討したところ、本市が指定する認定調査区域にてサービス提供が可能かつ近隣市内に事務所が所在する法人は、上記法人のみであ</p>

った。

加えて上記法人は令和7年度の本業務における契約相手方であることから、上記法人を相手方とすることにより、システム構築や人材確保・研修等の準備期間が不要で、切れ目のない継続した調査依頼が可能となる。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、上記法人を相手方とした随意契約を締結する。